

「県産石材利活用事業」のご案内

県では、県産石材の需要拡大を目的として、中小企業者等が事務所、店舗等の新築、増改築又は模様替などに県産石材を利活用する場合に、その経費の一部を支援する事業を実施します。

本年度は、次のとおり募集を行いますので、是非御活用ください。

□ 県産石材

県内で産出された大谷石、芦野石又は深岩石が対象となります。

□ 申請対象者

県内に事務所又は事業所、店舗等がある次の方が申請できます。

- (1) 中小企業者
- (2) 商店街振興組合又は商店会等の団体
- (3) 商工会議所又は商工会

□ 補助要件

中小企業者等が行う事務所等の新築、増改築又は模様替（外構工事を含む。）、その他県産石材を利活用する工事等であって、次の要件をすべて満たす事業が対象となります。

- (1) 事業は県内で新たに実施するものであること。
- (2) 20㎡又は2㎡以上の県産石材を使用すること。
- (3) 補助対象工事が、平成26年3月31日までに完了するものであること。
- (4) 県産石材の一般への普及啓発効果があると認められること。

□ 補助対象経費

県産石材の利活用に係る材料費と工事に要する経費が助成の対象となります。

□ 補助金額

補助対象経費の2分の1以内です。（上限100万円、下限10万円）

□ 補助対象事業の決定

申請書の内容を審査の上、原則として受付順により決定します。

□ 申請方法

○ 申請の受付は**平成25年 5月 10日(金)から**です。

（注）申請額の合計額が予算額に達したときは、当該日をもって受付を終了します。

○ 補助金交付要領及び申請書の様式は県工業振興課のホームページからダウンロードしてください。

○ 申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに下記まで持参してください。

（申込先・問合せ先）

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県産業労働観光部 工業振興課

地域産業担当 担当 須賀

TEL：028-623-3198（直通）

FAX：028-623-3945

E-mail：kougyou@pref.tochigi.lg.jp